

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当該株式会社日本ツアーリストサービスが旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当該が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のたのみに代理、旅行又は後述するところ等により旅行者が乗客・宿泊施設等の提供を運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

3 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

4 この約款で「旅行サービス」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の乗客・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通遊契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金に支払われるべき費用を、当該旅行又は旅程が履行されるべき日より以前に別定する提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ明確にし、かつ旅行代金等を第16条第2項第5項に定める方法によって支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。（手配債務の終了）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約終了時当社の債務は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払う必要はありません。通遊契約を締結した場合においても、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。（手配終了）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行の全部又は一部を本邦内又は海外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。2 当社と通遊契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼ししようとする旅行サービスの内容を当社に通知し、受け付けられます。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。（契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。（1）通遊契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときと。

（2）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると思われるときと。

（3）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときと。

（5）その他当社の業務上の都合があるときと。

（契約の成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通遊契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。（契約成立の特例）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払を受けなくても、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約が成立するとします。

3 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。（乗客及び乗客券の特例）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のものを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と併せて当該旅行サービスの提供を受け得る権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。（契約書面）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗客券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しなくてもかまいません。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行サービスより手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによります。（情報提供の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に提供する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行者及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報提供の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当該の使用に係る通信機器に備えられたファイル（即ち当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めに基いて手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に支払った手配を改めて取り消す運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に関する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければならないとします。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払ひ、又はこれから支払ひなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るべきであった取扱料金を支払わなければならないとします。（当社の責に帰する事由による解除）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。（1）旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払われないときと。

（2）通遊契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効にある等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったときと。

（3）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときと。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払ひ、又はこれから支払ひなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るべきであった取扱料金を支払わなければならないとします。

（当社の責に帰する事由による解除）

第15条 旅行者は、当社が旅行者に提供すべき事項により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスへの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払ひ、又はこれから支払ひなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならないとします。

2 通遊契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けず、この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金を改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通遊契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が支払われたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等を受けとります。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額は当社が旅行者に通知するべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。

（旅行代金の精算）

第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用と旅行者の負担に帰すべきものと取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金とで既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めることにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金が旅行代金とすでに既に収受した金額と合致するときは、旅行者は、当社に対し、当社の責に帰する事由による解除をいふ必要はありません。

3 精算旅行代金が旅行代金とすでに既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第18条 当社は、同じ行程を同時に申し込む複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱い及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行われます。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負ひ、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成者を契約責任者とみなします。（契約成立の特例）

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けなくても手配旅行契約の締結を承諾することができます。（構成者の変更）

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けなくても手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者とその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申請があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。（添乗サービス）

第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗員が旅行者を添乗することができます。

2 添乗員が旅行者を添乗するに際しては、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが活動を行うために必要な乗客とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間等は、原則として、8時から20時までとします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないとします。

第6章 責 任

（当社の責任）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配して交付させた者（以下「手配担当者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内で当社に当該手配担当者について通知があったことと限りません。

2 旅行者が天地災変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配担当者との間又は利害の事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物のうちに生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者は1名につき15万円を限度（当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は（当社を賠償しなければならない）とします。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

3 旅行者は、旅行開始後においては、当該旅行代金に旅行サービス内泊に必要とする、万が一の旅行代金に異なる旅行サービスが提供されたこと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャングリー、インターネット上の保証社員）に加入しています。

2 前項の保証金に加入した旅行者又は旅行者は、その取引によって生じた債権に關し、当社の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

標準旅行業約款（渡航手続代旅行契約）

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（渡航手続代旅行契約を締結する旅行者）

第2条 当社が渡航手続代旅行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約もしくは渡航手続代旅行契約を締結した旅行者又は当社が委託している他の旅行業者の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。（渡航手続代旅行契約の定義）

第3条 この約款で「渡航手続代旅行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代旅行料金」といいます。）を受受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。（1）旅費、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続

（2）出入国手続書類の作成

（3）その他旅行者が関連する業務

（契約の成立）

第4条 当社と渡航手続代旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

2 渡航手続代旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代旅行契約は、当社が旅行契約を締結した時に成立するものとします。

4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代旅行契約の締結に応じないことがあります。（1）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると思われるときと。

（2）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったときと。

（3）旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときと。

くは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときと。

（4）その他当社の業務上の都合があるときと。

5 当社は、渡航手続代旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代旅行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代旅行料金の額、その收受の方法、当社の責任その他の必要事項を記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報提供の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（即ち当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したこととを確認します。（守秘義務）

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。（旅行者の義務）

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代旅行料金を支払わなければならないとします。

2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外国公館その他の者に、手数料、査証料、査証料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払わなければならないとします。

4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当社の定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならないとします。（契約の解除）

第7条 当社は、いつでも渡航手続代旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代旅行契約を解除することができます。（1）旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないときと。

（2）旅行者が、旅行者が提出された渡航手続書類等に不備があるときと。

（3）旅行者が、渡航手続代旅行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わなかったときと。

（4）旅行者が第4条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したときと。

（5）第3条第3号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれがあるときと当社が認めるときと。

3 前2項の規定に基づいて渡航手続代旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代旅行料金を支払わなければならないとします。（当社の責任）

第8条 当社は、渡航手続代旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内で当社に当該手配担当者について通知があったことと限りません。

2 当社は、渡航手続代旅行契約により、旅行者が旅行者が旅券等を取得できると及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（旅行相談契約の定義）

第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。（1）旅行者の旅行計画を作成するために必要な助言

（2）旅行の計画の作成

（3）旅行に必要な情報の見取り

（4）旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供

（5）その他旅行者に必要な助言及び情報提供

（契約の成立）

第3条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。（1）旅行者の相談内容が公然に反し、若しくは旅行地において施行される法令に違反するおそれがあるものであるときと。

（2）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると思われるときと。

（3）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったときと。

（4）旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときと。

（5）その他当社の業務上の都合があるときと。

（相談料）

第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならないとします。（契約の解除）

第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。（当社の責任）

第6条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内で当社に対して通知があったことと限りません。

2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることとを保証するものではありません。したがって、旅券等の事由によらず、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供される運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

愛知県知事旅行業登録第2-836号

株式会社日本ツアーリストサービス

名古屋市中区数島町 91-2

総合旅行業務取扱管理者 中富善次郎